

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。

尾島・世良田地区を統合 「尾島地区」に



円滑な地域運営のため、4月から尾島・世良田地区を統合して「尾島地区」とします。市内の地区数が一つ減り、15地区体制になります。行政区は変わりません。

地域総務課 0276-47-1923

健康福祉

児童福祉手当の申請はお済みですか

こども課 0276-47-1942

該当する児童を養育している人は児童福祉手当が支給されるので、申請をしてください。

要件 市内に3カ月以上住民登録をしていて、次のいずれかに当てはまる児童
 ●身体障害者手帳の1～3級の20歳未満
 ●療育手帳の判定がA1～B1の20歳未満
 ●保護者(父または母、父母ともにない場合は児童を養育している人)が交通事故や労働災害事故などのために死亡または一定の障がいの状態となった義務教育終了前の児童

支給額 児童1人につき月額3000円(上・下半期に6カ月分を口座振り込み)

持ち物 印鑑、申請者名義の預金通帳、児童の状況を確認できる書類(身体障害者手帳、療育手帳または交通事故・労働災害事故を証明できる書類)

申し込み 直接、こども課(市役所3階)へ

3月は自殺対策強化月間

太田保健福祉事務所
0276-31-8243
障がい福祉課
0276-47-1828

生きていることがつらいと感じている人、家族や知人から死にたいと相談された人は一人で悩みを抱え込まず「こころの相談窓口(いのちささえる相談、こころの健康相談など)」を利用ください。
 ※詳しくは「3月の相談」をご覧ください。

こころの健康相談統一ダイヤル

0570-064-556
月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後10時

普及活動の一環として、3月1日(月)～7日(日)・25日(木)～31日(水)にクリーンプラザ(新清掃センター)の煙突をライトアップします。

防災・危機管理

3月1～7日は春の全国火災予防運動

消防本部予防課 0276-33-0202

「その火事を防ぐあなたに金メダル」を掲げて全国一斉に実施します。空気が乾燥して風の強い日は火災が発生しやすくなります(去年は90件発生)。火の元には十分注意しましょう。



土砂災害警戒区域等の縦覧

太田土木事務所 0276-32-2345
災害対策課 0276-47-1916

現在指定されている土砂災害警戒区域等の指定変更および新規指定を行います。

該当区域 下表のとおり

縦覧期間 3月3日(水)～17日(水)、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

会場 太田土木事務所、災害対策課(市役所3階)

区域の名称	所在地
八幡(B)	大島町
八幡(C)	大島町、八幡町
富士山1	熊野町
富士山2	熊野町
富士山3	熊野町
富士山4	熊野町
富士山5	熊野町
富士山6	熊野町
富士山7	熊野町
東金井	東金井町
強戸町1	強戸町
長手町4	長手町
東金井町3	東金井町
強戸町5	強戸町
長手	長手町
湯ノ入北沢	藪塚町
大日沢2	東金井町

※富士山6、富士山7、大日沢2は新規指定です。

まちづくり

看板の確認をお願いします!

都市計画課 0276-47-1839

安全を確認しましょう

看板は雨や風、強い日差しにさらされ表面はきれいでも内部が劣化し、落下や倒壊などの危険が高まっていることがあります。定期的に点検し安全管理に努めましょう。

「看板の安全管理ガイドブック」は右の2次元コードからダウンロードできます。



許可を確認しましょう

自分のお店や工場などに看板を付けるのに許可が必要です。許可は3年ごとに更新が必要で、毎回許可標識(シール)を発行し、時期になると案内を送っています。「シールがない」「案内が届いたことがない」人は許可を受けていないかもしれないので、看板設置業者に確認してください。

※案内を送るために、定期的に店舗などの状況を調査しています。写真を撮ることもあるのでご理解をお願いします。

まち・ひと・しごと

太田市金券・食事券換金は3月31日まで

商業観光課 0276-47-1833

取扱加盟店で使用された「太田市金券(平成31年度発行)」・「太田市飲食店応援食事券(令和2年度発行)」の換金期限は3月31日(水)です。期限を過ぎると換金できません。加盟店は早めの換金手続きをお願いします。



お知らせ

登録型本人通知制度

市民課 0276-47-1937

住民票や戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者が申請して交付された場合、それを本人に通知する制度です。

登録期間 3年間

※継続には再登録が必要です。

通知内容 証明書の交付年月日、種類、通数、交付請求者の種別(代理人または第三者)

対象 市に住民登録または本籍がある人

持ち物 本人確認できる物(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

申し込み 本人が直接、市民課(市役所1階)へ

税金

自動車・軽自動車・バイクの登録変更や廃車の手続きを忘れずに!

市民税課 0276-47-1931

自動車や軽四輪車・バイクなどを所有している人が転出する場合、転出先で住所変更などの登録の変更手続きをしてください。

「下取りに出した」「他人に譲った」など所有者が変わったときは名義の変更手続きを、「車が壊れて乗っていない」「解体処分してしまった」など使用しなくなったときは廃車手続きをしてください。

手続きをしないと実際には所有していない・使用できない車にも税金がかかります。自動車税と軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるので早めの手続きをお願いします。

問い合わせ

●自動車・125ccを超えるバイクの登録=群馬運輸支局(050-5540-2021)

●軽四輪車の登録=軽自動車検査協会群馬事務所(050-3816-3109)

●125cc以下のバイク等・小型特殊自動車の登録=市民税課(0276-47-1931)

市県民税特別徴収2月分

●納期限 3月10日(水)
期限内納入をお願いします。

※期限を過ぎると、延滞金がかかります(1000円以上の場合のみ)。
 ※内容に変更がある場合は「給与所得者の異動届出書」を速やかに提出してください。

収納課 0276-47-1936

4月15日(木)まで申告・納付期限延長

対象 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税
 申告会場の開設期間は税務署や市HPをご覧ください。

館林税務署 0276-72-4373
 市民税課 0276-47-1932

